特集:フランス社会保障制度の現状と課題

フランス年金制度の現状と展望

嵩さやか

■ 要約

日本と同様、高齢化が進展しているフランスでは、賦課方式による公的年金制度の財政均衡が大きな政策課題となっている。これを受けて2003年年金改革では、制度の持続可能性と年金水準の維持を目指した改革がなされた。また同改革では、年金受給における個人の選択の自由や年金における公正な取扱いの理念に沿って、さまざまな改正もなされた。そうした改正内容を分析すると、そこには「被保険者の分化」をめぐる動きが見られる。ひとつは、個人レベルの分化を推進する動きであり、もうひとつは、被保険者集団内において生じている職業による分化について公平の観点から対処する動きである。こうした被保険者の分化をめぐる改正は、年金制度におけるリスクのあり方と連帯の再検討を迫るものである。フランスでは2008年にさらなる改革が予定されており、制度の財政維持や被保険者間の公平など、2003年改革と連続性を持った政策が進められる見込みである。

■ キーワード

年金、選択の自由、分化、連帯、リスク

I はじめに

急激に少子高齢化が進んでいる日本と同様、フランスでも年金制度に最も影響を与えている要因は人口構造の変化である。フランスの国立統計経済研究所 (INSEE) によると 2005 年現在の平均寿命は男性 76.8歳、女性 83.8歳で、2050 年には男性 84.3歳、女性 91.0歳に達すると予測されている(表1参照)。これにより、20歳から 59歳までの人口に対する 60歳以上人口の割合は、2000年では 0.40であったのが、2035年には 0.73に、2050年には 0.81に達すると予測されている「)。こうした高齢者人口の増加は、賦課方式で運営されている公的年金制度の財政に深刻な影響を及ぼすため、近年では制度の持続可能性の保障を主な目的とした改革が行われている。ただし、こうした年金改革には、財政均衡の観点からの改正だけでなく、さまざまな

理念に基づいた興味深い政策が含まれている。そこで、以下ではフランスの年金制度体系を概観したうえで、2003年の年金改革の内容と、年金の公的専門検討機関である年金方針評議会(Conseil d'orientation des retraites)の報告書をもとに2008年に予定されている改革に向けた今後の課題について検討する。

Ⅱ フランス年金制度の概要

1 全体像

フランスの年金制度は大きく分けると3つの階層で構成されている。1階部分が法定基礎制度のなかの老齢保険、2階部分が補足制度、3階部分が上乗せ退職年金制度である。2階部分の補足制度は、もともと一種の企業内福利厚生として労使間の協約に基づいて発展してきたが、現在では多くの就

表 1 フランスの 60 歳時における平均余命の推移と予測

	60 歳時			
年	男性	女性		
1950	15.4	18.4		
1960	15.7	19.5		
1970	16.2	20.8		
1980	17.3	22.4		
1990	19.0	24.2		
2000	20.4	25.6		
2010	21.7	27.1		
2020	23.2	28.5		
2030	24.6	29.8		
2040	25.9	31.0		
2050	27.2	32.1		

出所: Conseil d'orientation des retraites «Retraites: perspectives 2020 et 2050» (Troisième rapport, Mars 2006) p.55

労者に加入が義務づけられており、さらに1階部分の老齢保険と同様、賦課方式で運営されている。そのため「公的年金制度」といった場合には、法定基礎制度だけでなく補足制度も含めた形で観念されることが多い²⁾。これに対し、3階部分の上乗せ退職年金制度はいわゆる企業年金や個人年金などの私的年金であり、公的年金の所得代替率の低下に伴い近年重視されつつある。

これらの年金制度の他に高齢者のための最低所得保障制度が存在し、最終的な受け皿として機能している。この制度で給付される高齢者連帯手当は非拠出制であり³⁾、フランス本土および海外県に正規に定住する65歳以上の者で、本人(および配偶者)の収入が一定額(単身:年7635.53ユーロ、夫婦:年1万3374.16ユーロ(2007年))を下回る者に支給される。給付額(2007年)は、単身の場合月額621.27ユーロ、夫婦の場合月額1114.51ユーロであり、その他に収入がある場合にはその額が控除されて支給される。

以下では、本稿で検討する年金改革の主な対象

である1階部分の法定基礎制度について概観する。

2 法定基礎制度

(1) 法定基礎制度の体系

法定基礎制度は職業に応じた複数の制度によって構成されており、そのなかの老齢保険が年金制度の1階部分を構成している(表2参照)。法定基礎制度でカバーされるのは職業活動を行っている者のみであるため、非就労者は社会保険の被保険者となることはできない。全制度を通じての老齢年金受給者は2003年では1237万2000人となっている4)。他方、被保険者数は全制度を通じておよそ2444万2000人(2004年)である5)。

(2) 一般制度

法定基礎制度のうち被保険者数の最も多い制度は、商工業被用者が強制加入する一般制度である。一般制度は労使自治の理念から、主に労使代表者が運営する被用労働者老齢保険全国金庫(CNAVTS)が管理運営を行う。

一般制度が給付する退職年金の支給開始年齢は 60歳であり、給付額は次のように計算される。

給付額=平均賃金年額×支給率×(一般制度 での加入期間÷160四半期)⁶⁾

平均賃金年額は、かつては当該被保険者についての最高の10年間の賃金の平均額とされていたが、1993年改革によって最高の25年間の賃金(ただし、社会保障上限賃金額(月額2682ユーロ(2007年))まで)の平均額に段階的に引き上げられている(2007年では「最高の24年間」)。支給率は保険加入期間に応じて決定される。60歳から満額率(50%)の支給率で受給するには、全法定基礎制度における保険加入期間の合算が160四半期以上必要であるが、65歳から受給し始める場合には保険加入期間

		法定基礎制度	補足制度	(強制加入)	
,		本化基证制反	押 起则这	(5虫中リルロス)	
被用者	農業被用者	農業社会保障共 済組合	補足年金制	幹部職員退職 年金機構総連	
	商工業被用者	一般制度	度連合会 (ARRCO)	合会(AGIRC) (農業·商工業 幹部職員)	
	国家公務員	国家公務員	制度		
	地方公務員	地方公務員	公務員付加年		
	その他(公的・ 準公的セク ター)	その他の特 (国鉄職員、船	金制度		
	農業経営者	農業社会保障共済組合			
非被用者	商工業・手工 業自営業者	自営業者社会			
	自由業者(医 者、公証人、薬 剤師など)	自由業者老齢保険全国金庫			
	弁護士	フランス弁護士全国金庫			
	聖職者	聖職者老齢・障 害・疾病保険金庫			

表 2 フランスの公的年金制度

出所:Les régimes obligatoires de retraite par répartition (http://www.cnav.fr/1qui/f_syst.htm) をもとに著者作成。

の長短にかかわらず一律満額率となる。65 歳未満で受給する場合で保険加入期間が160 四半期に満たないときは、満額率から不足期間に応じて一定率が差し引かれて支給率が計算される。一般制度における退職年金給付の所得代替率(2000年)は、平均所得の非幹部職員について46.4%、平均所得の幹部職員については22.2%である⁷¹。

一般制度の主な財源は労使が拠出する保険料であり、2005年では一般制度の老齢保険における全歳入の69.96%が労使の保険料でまかなわれている⁸⁾。保険料率は、社会保障上限賃金額までの賃金について被用者6.55%、使用者8.20%、上限なしの全賃金について被用者0.10%、使用者1.60%である。財政方式については、従来、老齢保険は積立金を持たない完全な賦課方式で運営されていたが、1999年社会保障財政法律で積立基金が創設され、これにより積立金を持つ「修正賦課方式」へ

と移行した(現在は 2001 年 7 月 17 日の法律により創設された年金積立基金が積立金を保有している)。この基金の主な役割は長期貯蓄である積立金を積み立てることでベビーブーム世代の高齢化と平均寿命の延びから生じる財源不足を補い、年金制度の持続可能性を保障することである。

■ 2003 年年金改革⁹⁾

2002 年総選挙で政権を握ったラファラン政権はフィヨン社会問題・労働・連帯大臣のもと、「年金改革に関する 2003 年 8 月 21 日の法律(n°2003 -775)¹⁰⁾」(以下 2003 年法という)を制定し年金改革を行った。以下では 2003 年年金改革の概要と、本改革の特徴のひとつである被保険者の「分化」をめぐる動きを検討する。

1 2003 年年金改革の概要

(1) 目的

2003 年年金改革の中心的な目標は「2020 年までに制度の(財政)均衡を回復させること」である¹¹⁾。 財政不均衡の要因は、ベビーブーム世代が年金支給開始年齢に到達することと、平均寿命が延びていることである。これらの要因により 2005 年から年金受給者数が激増し、年金制度の財政均衡に悪影響を及ぼすと考えられた。法律案によれば、改革しなければ 2020 年までに年金制度は 430 億ユーロの赤字を抱えると予想されている。こうした状況を受け、2003 年の改革では主に年金制度の持続可能性を保障することが目指されたが¹²⁾、その他にも注目される改正が行われた。

(2) 主な改正内容

2003 年年金改革では次の4つの政策方針が掲げられた:高い年金水準の保障、公正と社会的正義の保護、柔軟性と選択の自由の付与、年金財政の保障、である。

① 高い年金水準の保障

ラファラン政権は、2020年まで公的年金について現在の所得代替率(約3分の2)を維持するため、給付額算定における保険加入期間の引き上げを行った。具体的には、公務員のための年金制度について、2008年までに満額率(75%)で受給するために必要な保険加入期間を一般制度と同じ160四半期とした(2003年法51条)。

また、これらの改正と併せて、満額率で受給するための保険加入期間 (2008年で160四半期)を2020年までに一般制度・公務員制度ともに引き上げることとされた。これは、60歳以降の平均余命の延びを受け、現役期間と引退(年金受給)期間との比率の安定化のためである。具体的には2009年から毎年1四半期ずつ引き上げて2012年に164四半期とし、2013年から2020年までは、保険加入

期間と受給開始時の平均余命との比率関係を 2003 年当時のレベルに維持するように保険加入期間を 調整する (法 5 条)¹³⁾。

こうした保険加入期間の引き上げ措置の実効性確保のため、55歳以上のための就労促進策も同時にとられた。具体的には、(a) 55歳以上被用者の雇用保障(定年設定要件の厳格化)、(b) 55歳以上被用者に就労するインセンティブを与えること(在職年金制度の柔軟化、繰下げ受給における上乗せ支給)、(c) 55歳以上被用者について退職するインセンティブを小さくすること(段階的早期退職手当の廃止など)、である。

② 公正と社会的正義の保護

法3条は、「被保険者は、過去の職業活動や加入制度にかかわらず、年金に関して公正な取扱いを受けるものでなければならない」と規定し、公正と社会的正義の観点からさまざまな改正を行った。具体的には、(a)低所得労働者への保護(最低保障年金額の引き上げ)、(b)複数制度加入者に対する不公平の解消(年金給付額算定の基礎として全職歴を通じた最良の賃金を用いること)、(c)非被用者への不公平の解消(商業自営業者のための強制的補足年金制度の創設)、(d) 17 歳以前から働き始めた人への保護(満額率での年金受給開始年齢の引き下げ)、(e)仕事の肉体的負荷(pénibilité)に対する保護(後述)、(d)遺族の保護(遺族年金の受給要件の改正)、などである。

③ 柔軟性と選択の自由の付与

2003 年年金改革では、各個人がより良い年金を構築できるように、受給開始における柔軟性や個人の選択の自由をより広く保障することが目指された(具体的には後述)。このほか、公的年金を補足する私的年金(個人年金・企業年金)を奨励するため、すべての人が個人的にあるいは労使協定に基づいて利用できる新しい年金貯蓄制度(PERP、

PERE、PERCO)が導入された。また、学生期間 (3年間まで)について保険料を追納して保険加入 期間として算入する権利を認めることや、個々の 被保険者の年金受給権についての情報提供の改善、なども行われた。

④ 年金財政の保障

前述した通り、年金制度の財政均衡の維持は2003年年金改革の最重要課題であるが、2003年年金改革の議論時においても、上述のさまざまな改正を実施した場合でも180億ユーロが不足すると予測されている。そこで、本改革では、一般制度における保険料の将来の引き上げと、公務員制度における使用者の拠出の増大などによって2020年までの年金制度の財政均衡が図られるとされた。ただし、法律案によれば、老齢保険の保険料を引き上げたとしても、全体の国民負担率は変化しない。というのも2020年までに雇用状況が改善し、失業保険の保険料が2020年までに引き下がると考えられたからである¹⁴⁾。こうした楽観的な見通しにより、2003年年金改革時には、一応は年金財政の均衡が保たれると見込まれた。

2 2つの「被保険者の分化|

2003 年年金改革は上述の4つの政策方針に沿ったものであるが、各改正内容を検討すると、そのなかには被保険者の「分化」という現象としてくくられる改正が看取される。具体的には、個人の選択の自由の保障と仕事の肉体的負荷の評価、である。

(1) 個人の選択の自由の保障¹⁵⁾

2003 年年金改革で重視された「個人の選択の自由」は、「いつ年金を受給し始めるか」に関する個人の選択の自由を意味する。これを労働の側面から見れば、いつまで働くのかについての個人の選択の自由を意味することになる。この前提にある

のは、「自由な時間(余暇)と所得とを調和させることは、人間としての権利である」という考えである¹⁶⁾。そこで2003年改革では、こうした個人の自由な選択に対して非中立的な影響を及ぼしている規制を排除、あるいは緩和する以下の改正が行われた。

① 改正内容

(a) 保険加入期間不足における減率割合の引き下げ

一般制度において 65 歳未満で受給を開始する場合、保険加入期間が 160 四半期より 1 四半期不足するごとに 2.5 ポイントずつ満額率から減率されていたのを 1.25 ポイントの減率に引き下げ、これと同時に公務員制度にも同様の減率の仕組みを導入した(法 66 条)。これにより一般制度については、満額率の受給要件を満たさない受給者の不利益が従来より緩和されることとなった。

(b) 繰下げ受給の場合の支給率の上乗せ

これに対し、満額率で受給できるだけの保険加入期間を有する者が 60 歳を超えて働き続ける場合 (年金受給を繰下げる場合)について、支給率に一定率を上乗せする制度が新たに導入された。具体的には、60 歳を超えて保険料を拠出している 1 四半期ごとに年金の支給率を 0.75 ポイントずつ満額率に上乗せして計算する (法 25 条)。この措置には、中高年被用者に就労インセンティブを与える効果もあるため、高齢者雇用促進策としても位置づけられる。

(c) 段階的引退規制の緩和

従来、老齢年金は完全に就労をやめた場合にしか支払われなかったが(就労中は支給停止)(社会保障法典 L.161-22)、1988 年 1 月 5 日の法律により段階的引退が認められるようになった¹⁷⁾。すなわち、パートタイム労働をしながら、老齢年金の一部を受給することが可能になったのである。ただし、この段階的引退制度の利用率は低く、その

理由のひとつが、段階的引退制度利用時に行われた年金の支給請求が最終的な支給請求であり、その後のパートタイム労働がその後の年金額に反映されないというものである。そこでこの問題に対処するため、法30条は社会保障法典L.351-15およびL.351-16を改正し、段階的引退制度を適用した場合の年金の支給請求を「一時的」なものとし、完全に引退した場合に最終的な年金支給請求を行うこととした。

(d) 在職年金規制の緩和

前述のように「段階的引退」の制度は導入され たものの、老齢年金は原則、職業活動を完全にや めないと支給されない。この規制が年金受給者の 就労の選択に非中立的影響を及ぼすため、ライフ スタイル選択の自由の観点から問題視された。そ こで、年金受給者が一定の要件を満たした場合に は職業活動を再開しても年金を支給停止しないこ ととした(法15条)。その要件とは、再開した職 業活動で得られる賃金と年金額との合計額が年金 受給開始前の最終賃金を下回ることと、最終使用 者のもとで働く場合には、年金受給開始から少な くとも6ヶ月後に職業活動を再開すること、である。 もし、賃金と年金額との合計額が最終賃金を上回 るときには、被保険者はその旨を金庫に通知しな くてはならず、その場合には年金の支給が停止さ れる。

② 「個人の選択の自由」の限界と問題点

こうしたさまざまな改正により年金受給における「個人の選択の自由」を保障しようとする動きが見られるが、そこには雇用や社会の現状に照らしていくつかの限界も指摘されている¹⁸⁾。第一に、確かに法 16 条により労働法典 L.122-14-13 が改正され、65 歳未満の労働者を定年退職させられないことになったが、これによりかえって65 歳を超えた段階での使用者による労働契約の解約リスクが高まってしまったこと。第二に、早期退職者や求

職者においては、満額率での受給権を取得したらすぐに受給を開始する傾向にあること。第三に、高齢者のための最低所得保障を下回る年金しか受給できない被保険者としては、たとえ60歳から年金を受給できるとしても、結局引退するのに65歳(最低所得保障の支給開始年齢)まで待たざるをえないということ。第四に、こうした自由を享受できるか否かは職歴によって左右されてしまうこと。つまり、低所得者や不安定雇用に従事していた者、失業期間のあった者などは、より良い年金額を得るために肉体的衰えにもかかわらずより長く働き続けるか、あるいはわずかな年金額のみで引退するか、というつらい選択を現に強いられているのであり、保険加入期間の引き上げはいっそうこうした選択を深刻化させてしまう。

他方で、「個人の選択の自由」の理念についてはより根本的な批判もなされている。それは、「個人の選択の自由」を完全に保障するために必要であるとしばしばいわれる「保険数理的中立性」(いつ年金受給を開始しても個人について拠出額と受給額の期待値が等しいこと)に向けられる。上述の(b)の改正は、高齢者雇用促進のためでもあるが、受給開始時期によって受給額を調整するメカニズムの導入であり、個々人についての保険数理的中立性を目指す動きともとらえられる。こうした「保険数理的中立性」については、リスクの細分化をもたらし、それぞれ異なったリスクを持つ被保険者のカテゴリーごとに老齢保険を分断するものであり、社会保険の連帯原理に反するとの指摘がなされている¹⁹⁾。

(2) 仕事の肉体的負荷の評価

法 12 条では、「法施行後 3 年以内に、仕事の肉体的負荷の定義とそれを年金給付において考慮することについて、使用者団体と全国レベルの代表的な労働組合は交渉を開始する」と定められている。ここでは、各人が行ってきた仕事の肉体的負

荷の度合いによって、年金受給開始年齢を調整する(具体的には、引き下げる)ことが主に目指されている。この政策は、法3条で規定する被保険者間の「公正な取扱い」の原則に応えるものであるだけでなく、満額率受給のための保険加入期間の引き上げともかかわる²⁰⁾。すなわち、後述のように職業間で60歳時の平均余命(特に稼働能力のある状態での平均余命)に差がある状況では、保険加入期間の引き上げの影響は被保険者によって異なるため、特別な配慮が求められることになる²¹⁾。以下ではこうした政策の背景と交渉の経過を検討する。

① 背景

(a) 「事実上の不平等 | の存在

全体状況についていうと、労働災害の減少と寿 命の延びなどから労働者の労働条件や健康状態は 一般的に改善していると評価されているが、他方 で、表3にあるように仕事における肉体的負荷は すべての職業カテゴリーにおいてむしろ増加傾向 にある²²⁾。職業カテゴリー間で比べると、肉体労 働者への負荷は幹部職員などのホワイトカラーの それを大きく上回り、この労働条件の差が職業カ テゴリーごとの寿命の差(特に稼働能力のある状 態での余命) に影響していると考えられている²³⁾ (表4参照)。年金制度においては、寿命の違いは 受給期間の違いとして表れる。また、前述のよう に、保険加入期間の引き上げは、稼働能力のある 状態での余命が短い職業カテゴリーには深刻な影 響を与える。こうした健康と寿命における職業間 の「不公平」による影響を年金制度において是正 し、より公正な取扱いの実現が求められたのであ る。

表3 仕事における肉体的負荷要因下にある労働者割合の推移(職業カテゴリー別)

(%)

	長時間立った状態での作業		長時間つらい姿勢での作業		重荷の運搬・移動を伴う作業	
	1984年	1998 年	1984年	1998 年	1984年	1998年
幹部職員	20	26	5	13	4	10
中間管理職	43	46	9	26	10	27
事務職	42	51	13	37	15	36
肉体労働者	68	76	27	57	40	61

出所:フランス労働省労働条件調査による (Struillou (Y.), *Pénibilité et retraite* (Rapport remis au Conseil d'orientation des retraites), avril 2003, p.10)

表 4 60 歳時の平均余命の職業カテゴリー間比較

(年)

		幹部職員		中間管理職		肉体労働者	
		1980年	1991年	1980年	1991年	1980年	1991年
平:	均余命	19.1	21.1	18.4	20.4	15.8	18.0
	稼働能力 あり	14.3	17.0	12.8	14.9	10.5	12.8
	稼働能力 なし	4.8	4.1	5.6	5.5	5.3	5.3

出所:STRUILLOU (Y.), *Pénibilité et retraite* (Rapport remis au Conseil d'orientation des retraites), avril 2003, p.21 をもとに著者作成。

(b) コンセンサスの存在

こうした状況に対し、肉体的負荷を伴う仕事に 従事していた者への保護に関しては、社会的なコンセンサスが形成されていた。フランス世論研究 所(IFOP)の調査によると、「肉体的負荷の大きい 仕事に従事していた労働者に早期年金受給権を認 めるべきか?」という問に対して94%の回答者が 「認めるべき」と答えている²⁴⁾。また、2003年1月 6日の6労働組合の宣言においても、講ずべき諸種 の特別措置のひとつとして、「早期引退実現のため に仕事の肉体的負荷を考慮すること」を挙げている²⁵⁾。

② 交渉の経過

2005年2月から、3つの使用者団体 (MEDEF、CGPME、UPA)と5つの代表的労働組合(CFDT、CFTC、CGT、FO、CFE-CGC)とが複数回にわたって交渉を行い、肉体的負荷の基準、予防、労働条件の改善、肉体的負荷の要因については議論が進展しているが、早期年金受給権に関する問題についてはまとまっておらず、いまだに合意には至っていない²⁶⁾。

③ 「仕事の肉体的負荷と年金」が投げかける問題

この仕事の肉体的負荷をめぐる議論は、労働条件の改善や職業上のリスクの予防についての発展を促す可能性があるが、反面で、非常にデリケートな問題をはらんでいる。

第一にこの問題は、民間保険とは異なり、個々人の個別リスクを評価せずに「被保険者集団」として個々人を集団的にとらえ個々人の個性を捨象することによってリスクの分配・所得再分配を行ってきた老齢保険において、「誰が得をして誰が損をしているのか」という問いを投げかけることを意味すると指摘されている²⁷⁾。また、こうした政策は、「さまざまなレベル(職業集団、世帯、個人)

において、いかに拠出と給付とのバランスを図っていくのか | という問いともつながる²⁸⁾。

第二に、「公正な取扱い」という考えを突き詰めると、労働条件以外の基準(例えば、性別)についても公平さを求めるべきなのかという問いが生じうる。もし、こうした項目についても公平さを求めるとすると、連帯原理に基づく社会保険の根幹を揺るがすことになるだろう。この点についてフランス政府は、肉体的負荷の交渉を労使に委ねるなど慎重な態度を示すことによって、ひとまずこの「パンドラの箱」を開けないように配慮していたと評価されている²⁹⁾。

(3) 2つの「被保険者の分化」の意味するもの (1)、(2)で検討してきた政策は、2つの異なる局面 での被保険者の「分化」をめぐる動きととらえられる。つまり、(1)の個人の選択の自由の保障は、 年金受給開始時期についての個人レベルの分化を 推進する動きであり、(2)の肉体的負荷への配慮は、 被保険者集団内における寿命の違いに基づく分化 を認識し公平の観点からこれに対処する動きであ

る。こうした「分化」の動きは次のことを意味す

① 「リスク」の変化

ると思われる。

フランスに限らず多くの国では、老齢保険が導入された当初は、老齢保険がカバーするリスクは「老齢に達したこと」であった。フランスでは、老齢年金制度が導入された 20 世紀初頭の平均寿命は 50 歳前後であったのに対し³⁰⁾、1910 年の最初の強制的老齢保険の年金支給開始年齢は 65 歳に設定されていた³¹⁾。その後、年金の支給開始年齢は 60歳に引き下げられたのとは逆行して平均寿命は伸長し、現在では大部分のフランス人が年金支給開始年齢に達している。これは、まれなケースであるはずの老齢リスクの発生の頻度が著しく高くなったことを意味する³²⁾。

こうした動きを背景に、年金制度で重視される

ようになってきたのは、「老齢に達するか否か」ということではなく「老後の長さ」であるように思われる。それは、2003 年年金改革において、保険加入期間の引き上げの際に現役期間と受給期間との調整を図っていることからも窺われる。さらに、本稿で検討した仕事の肉体的負荷についての動きに照らすと、「老後の長さ」については「比較的長生きしないこと(短い老後)」が問題視されるようになってきている。従来は長寿のリスクが問題であったのが、リスクの変化と相俟って、現在では「比較的長生きしない」職業カテゴリーへの配慮を課題とするようになってきたといえる。

また、個人の選択の自由を重視する動きにより、 老齢のリスクの発生時期を個人が選択するように なった。これは偶発的であるべき保険事故の発生 について、個人の故意を介在させることを意味し、 老齢のリスクの不測性の欠落を意味する³³⁾。個人 が老齢のリスクの発生時期を選択することは、「老 後の長さ」を自ら調整・選択するようになったこ とを意味する。

② 連帯 (再分配)の再検討

被保険者における分化の動きは、老齢保険で機能する連帯(再分配)の再検討を迫るものと思われる。連帯の再検討を求める第一の要因は、「社会的公正の追求」である。つまり、これまで職業集団や性別の違いに起因する「個性・属性」を無視して均一な集団として取り扱ってきた被保険者集団において、職業や性別に基づく事実上の不平等を発見して被保険者集団内での分化を認識し、それを解消するために一定のグループを他のグループと区別して扱い、その両者間でなされてきたこれまでの「不適切な」連帯を適正化することが目指されてきた、と評価できよう。

第二の要因は、「個人の選択の自由」の保障に伴って現れた「保険数理的中立性」の要請である。これは、保険数理的に非中立な被保険者間の再分配

を否定すると同時に、ひとりの個人のなかでの所 得の分配を重視する動きへの転換を意味する。つ まり、個々人について拠出と受給とのバランスを 重視し、それを個人の選択に委ねることは、人生 においてどのように労働と余暇とを分配するか、 あるいは労働中に蓄えた所得をどのように余暇(老 後) に分配するかということについて個々人が主 体的に決定することを意味する。このことがまさ に個人の権利であるとの考えから年金受給におけ る個人の自由が唱えられたのであるが、このこと は年金がこれまでの労働で積み立てた蓄えとして の性質をより明確に持つようになることを意味す る。年金はリスクが発生した被保険者への共同体 における連帯の産物というよりは、個人のなかで の所得の配分としての面を強く持つものとして認 識されるようになってきたことを意味しよう。

Ⅳ 今後の改革の展望と日本への示唆

1 2008年改革への課題

2003年法では、2008年に再び年金改革を行うことを予定している。そこで以下では、2003年年金改革の実効性の評価と2008年に向けた課題を検討する。

(1) 保険加入期間の引き上げの実効性の確保

2003 年年金改革で行われた保険加入期間の引き上げは、現役期間と年金受給期間とのバランスをとるためのものであった。しかし、この改正の実効性には早くも限界が指摘されている。2003 年年金改革では、2020 年までに一般制度について 7 四半期(1.75 年)、公務員制度について 17 四半期(4.25年)の保険加入期間の引き上げを予定していたが、実際の平均受給開始年齢の延びは民間について約0.2年、公務員について約1.5年にとどまると予測されている³⁴⁾。このことの要因としては、①保険加入期間不足についての減率の引き下げが受給開

始時期を早めてしまう、②若年期から就労を開始 している労働者について60歳以下での年金受給開 始が可能となる、③60歳時に満額率の受給権を有 している被保険者は改革の前後を問わず60歳で引 退してしまう、④改革の有無にかかわらず、65歳 時に満額率のための保険加入期間を満たせない被 保険者はやはり65歳まで引退を待つことになる、 などがある³⁵⁾。①の減率の引き下げは、個人の選 択の自由の観点から導入された改正であり、個人 の自由と引退時期の引き上げというそもそも調和 しない理念がひとつの改革に共存していることに 問題の原因があると思われる。また、③と④の要 因については、60歳と65歳という年金受給におけ る年齢の設定が改革の実効性を阻害していると分 析されており、これらの年齢設定の再検討も行わ れよう36)。また、年金方針評議会によれば、保険 加入期間の引き上げの実効性を高めるためには、 高齢者雇用政策のさらなる充実が必要であり、こ の点の改革が今後進められていくことと思われる。

(2) 被保険者間の平等の保障

2003 年年金改革でも公正な取扱いは、重要な政策方針のひとつであったが、年金方針評議会は、2008 年改革についてもそのひとつの重要課題として被保険者間の平等の保障を挙げる。なかでも、①男女間の平等、②職歴に関する平等、③制度間の平等、④私的年金に関する平等、を優先課題として挙げている³⁷⁾。

①については、男女間の年金額の格差が主な問題である。この格差解消のために女性就労の促進が望まれるが、そのためには仕事と家庭の両立支援策も必要と認識されており、他方で、ドイツにならった年金分割などの政策も視野に入れた取り組みが求められている。②については、雇用の中断などの職歴上の問題を抱えている者の年金受給権の問題や、複数制度加入者についての公平の問題に取り組むべきとされている。③については、

公務員以外の特別制度については依然として優遇された取扱いが残っており、肉体的負荷へ配慮しつつ保険加入期間の引き上げが検討されよう。④については、2003年法により私的年金が充実し利用者も増加しているが、複雑な根拠条文の整理と、現役時の所得格差の再生産とならないようにより平等な私的年金へのアクセスの保障が望まれている³⁸⁾。

(3) 年金財政の展望

2003 年年金改革では、失業率の低下による失業 保険の保険料引き下げ分が老齢保険にまわされ財 政均衡が保てる、という展望を示していた。これ については早くから一部の論者においてこの予想 を疑問視する見方も存在していた³⁹⁾。2006年に提 出された年金方針評議会の報告書によれば、2005 年において 9.8%であった失業率が 2015 年までに 4.5%に低下し、それによって生じた失業保険の財 政余剰分を老齢保険に移転し、さらに公務員制度 に追加的財源を拠出しつづければ、公的年金制度 全体は 2020 年までは財政均衡が保てると予測され ている40)(表5参照)。しかし、これにはいくつか の条件がそろっている必要がある。第一に失業率 が 4.5%まで低下すること、第二に失業保険の財政 余剰が他の優先的課題(医療保険など)にあてら れないこと、第三に失業保険を管理運営している 労使が失業保険料の引き下げを行い、財政余剰分 を失業者の権利改善などのために使わないこと、 である41)。こうした不確定要素があるため、年金 方針評議会は支出の抑制のための取り組みも必要 であると指摘する⁴²⁾。

2 日本への示唆

フランスと日本とは、年金制度の体系や社会経済的背景が異なるため、フランスが近年実行してきた改革から日本の年金政策への示唆を引き出すのは難しい。しかし、本稿で特に注目した 2003 年

表 5 公的年金制度全体の財政予測(対 GDP 比)

(%)

	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年
公的年金制度の赤字 (財政補塡前)	-0.2	-0.8	-2.0	-2.8	-3.1
失業保険からの財政移転	0.0	+0.25	+0.8	+0.9	+0.9
公務員制度への追加拠出	+0.3	+0.6	+0.6	+0.6	+0.6
公的年金制度の赤字 (財政補塡後)	+0.1	0.0	-0.6	-1.3	-1.6

出所:Conseil d'orientation des retraites, Retraites: perspectives 2020 et 2050 (Troisième rapport), mars 2006, p.154.

改革における「被保険者の分化」をめぐる動きからは、日本の年金政策のあり方を検討するうえでのひとつの視点が導き出されよう。

日本の年金制度の最大の課題は財政問題であり、 2004年年金改革でも重点的に取り組まれていた。 しかし他方で、在職老齢年金制度の改正や65歳以 降の繰下げ制度の導入など、奇しくもフランスの 年金改革と類似した改正内容もそこには含まれて いた。日本のこれらの改正は、高齢者の就労継続 を阻害する要因を緩和し、就労に対して年金制度 をより中立的にするためのものであったといえる。 これには、年金財政の観点から高齢者雇用を促進 しようとする政策的意図もあると思われるが、そ の根底には「いつまで働くか」についての個人の 選択を尊重する考えもあると思われる。そうであ るとすると、フランスの個人の選択の自由につい て考察したように、日本で2004年に行われた改革 には、制度のあり方の変容に向かう理念が隠され ていたとも考えられる。今後こうした政策方針を 進めていけば、年金制度は、不測の老齢リスクに 集団的に備える制度から、労働による蓄えを個人 の選択によって老後の余暇に転換する制度へと変 わっていくのかもしれない。

またフランスでは、仕事における肉体的負荷を めぐって被保険者における連帯(再分配)の再検 討がなされていた。日本では今のところフランス ほど肉体的負荷の問題は顕在化していないが、「格 差社会」といわれる現代においては被保険者の分化という現象はフランスとはまた異なった形で進んでいるように思われる。すなわち、従来日本の社会保障制度が前提としていた雇用形態が崩壊していくなかで、低所得者など十分な年金を受給できない人々も増加し、これまである程度均一であった被保険者(特に被用者)について二極化が進行しているように思われる。このような分化に対し、年金制度内でどのような連帯を構築すべきかは今後の重要な課題になると思われ、フランスでの議論がひとつの手掛かりを提供してくれるだろう。

※本稿は、平成19年度(2007年度)科学研究費補助金・若手研究(B)(課題番号:19730042)の成果の一部である。

注

- 1) Conseil d'orientation des retraites, *Retraites : perspectives 2020 et 2050 (Troisième rapport)*, mars 2006, p.61. (以下, COR, Rapport 2006 として引用.)
- 2) 補足年金の代表的制度が、被用者のための幹部職員退職年金機構総連合会(AGIRC)と補足年金制度連合会(ARRCO)である. 1 階部分の公的年金と補足年金の総額の所得代替率(2000年)は、平均所得の非幹部職員について71.2%、平均所得の幹部職員については63.3%である(http://www.cor-retraites.fr/IMG/pdf/doc-75.pdf参照).
- 3) 高齢者連帯手当の財源は老齢者連帯基金 (FSV)

- がまかなっているが、この基金の主な財源は租税に類似した一般化社会拠出金(CSG)である.
- 4) http://www.insee.fr/fr/ffc/chifcle_fiche.asp?ref_id=NATFPS04611&tab_id=244 参照.
- 5) http://www.cnav.fr/1qui/f syst.htm 参照.
- 6) この計算式の下線部は,2003年改革以前は150四半期であったが,同改革により160四半期に引き上げられた.
- 7) http://www.cor-retraites.fr/IMG/pdf/doc-75.pdf 参昭
- 8) Rapport de l'agent comptable sur les comptes 2005 (http://www.cnav.fr/1qui/f_syst.htm) 参照.
- 9) 2003 年年金改革の概要については, 拙稿「2003 年 フランス年金改革と『個人の選択の自由』」法学 68 巻 3 号 (2004 年) 355 頁以下参照.
- Loi n°2003—775 du 21 août 2003, portant réforme des retraites, *J.O., Lois et Décrets*, 22 août 2003, p. 14310 et s.
- 11) Projet de loi portant réforme des retraites, *J.O.*, *Doc. parl*, Assemblée Nationale, n° 885 (2003), p. 4. (以下 Projet de loi n° 885 (2003) として引用.)
- 12) Projet de loi n° 885 (2003), p.5.
- 13) 2003 年年金改革の議論の時点では、2020 年には 167 四半期に達するだろうと予測されていたが、2006 年の INSEE の予測によると、寿命の延びが当初の 予想より小さいと見込まれることから 166 四半期 にとどまると考えられている(Conseil d'orientation des retraites, *Retraites: questions et orientations pour 2008 (Quatrième rapport)*, janvier 2007, pp. 114-115)(以下, COR, Rapport 2007 として引用).
- 14) Projet de loi n°885 (2003), pp.8-9.
- 15) 個人の選択の自由については、拙稿・前掲注 9) 論 文 363 頁以下参照.
- 16) Conseil d'orientation des retraites, Retraite: choix individuels et solidarité — Colloque organisé par le Conseil d'orientation des retraites le 17 octobre 2003 —, pp.8-9, 2003.
- 17) DUPEYROUX (J.-J.)(et al.), *Droit de la sécurité sociale*, 14° éd, 2001., p.602.段階的引退制度導入の経緯と制度の概要について, 森戸英幸「雇用法制と年金法制(3)」法学協会雑誌 110 巻 1 号 (1993年) 65 頁-68 頁参照.
- 18) Bonnin (V.), «Vieillissement et sécurité sociale», in La protection sociale face au vieillissement (Université de Poitiers, Collection de la Faculté de droit et des sciences sociales), 2004, pp.198-200.

- 19) Ib., p.201.
- 20) STRUILLOU (Y.), «Pénibilité et réforme des retraites : rendez-vous manqué ou premier pas?», *Droit* social, novembre 2003, p.954.
- 21) *Ib.*, p.955.
- 22) Struillou (Y.), *Pénibilité et retraite* (Rapport remis au Conseil d'orientation des retraites), avril 2003, pp.8-9.
- 23) STRUILLOU (Y.), «Pénibilité et réforme des retraites : en attendant Godot?», *Revue de droit sanitaire et social*, juillet-septembre 2004, p.550.
- 24) Ib., p.548.
- 25) Ibid.
- 26) COR, Rapport 2007, p.40.
- 27) Struillou (Y.), «Pénibilité et réforme des retraites : rendez-vous manqué ou premier pas?», *Droit social*, novembre 2003, p.956.
- 28) *Ibid*.
- 29) *Ib.*, p.959.
- 30) フランスの平均寿命の歴史的推移については,全 国人口研究機関のホームページ(http://www.ined. fr/fichier/t_paragraphe/16754/paragraphe_img_ l_fr_graphoct.jpg) を参照.
- 31) 拙著『年金制度と国家の役割―英仏の比較法的研究』(東京大学出版会,2006年)174頁.
- 32) Kessler (D.), «L'avenir de la protection sociale», *Commentaire*, n° 87, 1999, pp.625-626.
- 33) DUPEYROUX (J.-J.), «L'âge en droit social», *Droit social*, décembre 2003, p.1046.
- 34) COR, Rapport 2007, p.118.
- 35) Ib., p.119.
- 36) Ib., p.122.
- 37) *Ib.*, p.139.
- 38) *Ib.*, pp.140-159.
- 39) MOREAU (Y.), «La réforme des retraites du 21 août 2003: une étape importante dans un processus de long terme», *Droit social*, novembre 2003, pp.912-913.
- 40) COR, Rapport 2006, pp.151-154.
- 41) COR, Rapport 2007, p.167.
- 42) *Ib.*, p.169.

参考文献

Bonnin, V. 2004. «Vieillissement et sécurité sociale», in La protection sociale face au vieillissement (Université de Poitiers, Collection de la Faculté de

- droit et des sciences sociales), pp.187-222.
- Conseil d'orientation des retraites. 2003. Retraite: choix individuels et solidarité Colloque organisé par le Conseil d'orientation des retraites le 17 octobre 2003 —.
- Conseil d'orientation des retraites. 2006. Retraites : perspectives 2020 et 2050 (Troisième rapport).
- Conseil d'orientation des retraites. 2007. Retraites : questions et orientations pour 2008 (Quatrième rapport).
- Dupeyroux. J.-J.(et al.). 2001. *Droit de la sécurité* sociale, 14e éd.
- Dupeyroux. J.-J.2003. «L'âge en droit social», *Droit social*, décembre 2003, pp.1041-1046.
- Kessler. D.1999. «L'avenir de la protection sociale», *Commentaire*, n° 87, pp.619-632.
- MOREAU. Y. 2003. «La réforme des retraites du 21 août 2003: une étape importante dans un processus de long terme», *Droit social*, novembre 2003, pp.909-

916.

- STRUILLOU.Y. 2003. *Pénibilité et retraite* (Rapport remis au Conseil d'orientation des retraites).
- STRUILLOU. Y. 2003. «Pénibilité et réforme des retraites : rendez-vous manqué ou premier pas?», *Droit social*, novembre 2003, pp.954-959.
- STRUILLOU. Y. 2004. «Pénibilité et réforme des retraites : en attendant Godot?», *Revue de droit sanitaire et social*, juillet-septembre 2004, pp.548-559.
- 森戸英幸 1993「雇用法制と年金法制(3)」法学協会雑誌 110巻 1号 pp.54-134
- 嵩さやか 2004「2003 年フランス年金改革と『個人の選択の自由』| 法学 68 巻 3 号 pp.355-381
- 嵩さやか 2006 『年金制度と国家の役割―英仏の比較法 的研究』東京大学出版会

(だけ・さやか 東北大学准教授)